

令和5年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 704,343千円

(歳出) ・社会保障施策に要する経費 5,488,401千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	社会福祉						社会保険					保健衛生			合計
	障害者福祉事業	高齢者福祉事業	児童福祉事業	母子福祉事業	生活保護事業	小計	介護保険事業	国民健康保険事業	後期高齢者医療事業	小計	疾病予防対策事業	医療提供体制確保事業	小計		
経費	1,064,042	45,612	2,005,248	188,119	758,385	4,061,406	430,221	12,333	503,558	946,112	202,995	277,888	480,883	5,488,401	
財源内訳	特定財源	798,007	3,052	1,569,632	62,706	581,396	3,014,793	0	0	0	0	5,153	131,605	136,758	3,151,551
	うち国県支出金	798,007	0	1,475,027	62,706	579,986	2,915,726	0	0	0	0	5,073	113,795	118,868	3,034,594
	うちその他	0	3,052	94,605	0	1,410	99,067	0	0	0	0	80	17,810	17,890	116,957
	一般財源	266,035	42,560	435,616	125,413	176,989	1,046,613	430,221	12,333	503,558	946,112	197,842	146,283	344,125	2,336,850
	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金	80,185	12,828	131,298	37,800	53,346	315,457	129,671	3,717	151,776	285,164	59,631	44,091	103,722	704,343

※介護保険事業及び国民健康保険事業については、保険給付費に対する一般会計からの繰出金を経費としている。
消費税引き上げ分は、各事業の一般財源の按分により充当している。